

○ 工事成績評定要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">工事成績評定要領</p> <p>第1 から 第12まで省略</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 2 工事成績評定要領（平成 11 年 3 月 26 日付け土第 412 号）は廃止する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。ただし、同日前に入札公告等を行った工事については、社会保険等未加入業者との下請契約締結に関する項目に限り、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p>	<p style="text-align: center;">工事成績評定要領</p> <p>第1 から 第12まで省略</p> <p>附 則 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。 2 工事成績評定要領（平成 11 年 3 月 26 日付け土第 412 号）は廃止する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 26 年 12 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p> <p>附 則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。ただし、同日前に入札公告等を行った工事については、社会保険等未加入業者との下請契約締結に関する項目に限り、なお従前の例による。</p> <p>附 則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。</p>

新	旧
<p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、同日以後検査する工事から適用する。ただし、同日前に入札公告等を行った工事については、社会保険等未加入業者との下請契約締結に関する項目に限り、なお従前の例による。</u></p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

工事成績採点表の審査項目別運用表

担当係長(監督員)

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	1. 施工体制一般	<p>[評価対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> 工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... b 評価値が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>※ _____ 社会保険等未加入建設業者を<u>下請負人(二次以下の下請契約を含む。)</u>とした場合(注)、下記の「社会保険等未加入業者との下請契約締結」欄をチェックし施工体制一般の評価を1ランク下げます。 (注)発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合</p> <p><input type="checkbox"/> 社会保険等未加入業者との下請契約締結</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

工事成績採点表の審査項目別運用表

担当係長(監督員)

審査項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
1. 施工体制	1. 施工体制一般	<p>[評価対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値の設定や確認方法等)を整えている。 <input type="checkbox"/> 工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で、受注時、登録内容の変更時、完成時にはそれぞれ10日以内に、訂正時には速やかに行われている。 <input type="checkbox"/> 建設業退職金共済組合に加入し、証紙の購入・配布が適切に行われていることが共済証紙受払簿等により適切に管理されている。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳、施工体系図が整備され、施工体系図も現場に掲げられ、現場と一致している。 <input type="checkbox"/> その他 (理由: _____) <p>● 判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a 評価値が80%以上90%未満..... b 評価値が80%未満..... c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。</p> <p>※ <u>発注者</u>が社会保険等未加入建設業者を<u>下請契約を締結した</u>場合(注)、下記の「社会保険等未加入業者との下請契約締結」欄をチェックし施工体制一般の評価を1ランク下げます。 (注)発注者が特別な事情を有しないと認めた場合、又は特別な事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合</p> <p><input type="checkbox"/> 社会保険等未加入業者との下請契約締結</p>			<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。</p>	<p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)</td> <td>- 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)	- 点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。</p>
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)	- 点																				
	<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該施工にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死者を生じた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。 16. 総合評価落札方式における技術提案等が受注者の責により履行されなかった。 17. 社会保険等未加入建設業者が下請負人(二次以下の下請契約を含む)とした。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) 																				

工事成績採点表の審査項目別運用表

(担当課長)

審査項目	法令遵守等の該当項目一覧表																				
7. 法令遵守等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>措置内容</th> <th>点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上</td> <td>-20点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満</td> <td>-15点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満</td> <td>-13点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td>-10点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)</td> <td>-8点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)</td> <td>-5点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)</td> <td>-3点</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)</td> <td>- 点</td> </tr> </tbody> </table>	措置内容	点数	<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点	<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点	<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点	<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点	<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点	<input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)	- 点	<input type="checkbox"/> 該当項目なし	<p>※当該工事現場に対する法令遵守のみの評価とする。(他工事現場での違反は評価しない。)</p> <p>※竣工検査当日までの処分内容で評価する。ただし、評定を修正する場合を除く。</p>
措置内容	点数																				
<input type="checkbox"/> 1. 入札参加資格停止6ヶ月以上	-20点																				
<input type="checkbox"/> 2. 入札参加資格停止4ヶ月以上6ヶ月未満	-15点																				
<input type="checkbox"/> 3. 入札参加資格停止2ヶ月以上4ヶ月未満	-13点																				
<input type="checkbox"/> 4. 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-10点																				
<input type="checkbox"/> 5. 文書注意(指示処分(建設業法第28条第1項)等)	-8点																				
<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意(指導(建設業法第41条第1項)、是正勧告等)	-5点																				
<input type="checkbox"/> 7. 安全管理が不適切であったことから工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合(不問で処分した案件も減点の対象とする。ただし、もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点																				
<input type="checkbox"/> 8. その他(理由:)	- 点																				
	<p>① 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注会社の現場従事職員及び当該施工にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減する措置を行う。(任意点数)</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は告訴された。 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10. 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14. 安全管理が不適切であったことから死者を生じた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 15. 現場内事故報告義務違反等の契約約款、仕様書等に違反する事実が判明した。 16. 総合評価落札方式における技術提案等が受注者の責により履行されなかった。 17. 受注者が社会保険等未加入建設業者が下請契約を締結した。(発注者が特別の事情を有しないと認めた場合、又は特別の事情を有すると認めた場合で、発注者が定める一定の期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が社会保険等につき届出の義務を履行した事実を確認できる書類が提出されなかった場合) 																				